



2016
Vol.473

2

白馬村の小学生と姉妹都市の小学生とのスキー交流

1月に姉妹都市の河津町と太地町の小学校の児童たちがそれぞれ訪れ、白馬北小学校と白馬南小学校の児童たちとスキー交流を行いました。

白馬の子供たちは、初めてスキーをする姉妹都市の子供たちに丁寧に教えており、雪の中で楽しく遊び、交流を深めていました。

広報はくば

白馬村総合戦略策定について2・3
 白馬村障害者計画パブリックコメントについて4
 第5次総合計画パブリックコメントについて5

白馬高校通信6
 姉妹都市交流7
 図書館だより14

白馬村総合戦略を策定しました

わが国では、平成20年をピークに人口減少が続いており、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所における平成24年の将来推計人口では、平成72(2060)年の人口は8,674万人、65歳以上の人口割合は39.9%とされています。

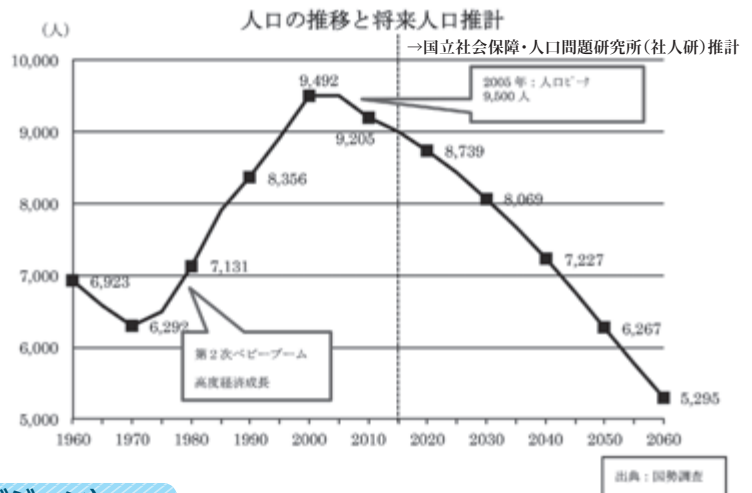
白馬村では、現在の人口約9,000人が平成52(2040)年には約7,200人まで減少する見込みであると同時に、日本創生会議が平成26年5月に発表した提言では「消滅可能性都市」に該当しており、人口の減少が経済活動の縮小やコミュニティ機能の低下など、住民生活の様々な分野に大きな影響を及ぼすものと懸念されているところです。

こうした状況の中、国においては、人口減少時代の到来、東京への一極集中という課題に対応していくため、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、地方創生によりこれらの課題を克服しながら、活力ある日本社会の維持、地方からの日本の創生を目指すこととしました。

本村においても今後の人口減少に対応するとともに、住み良い環境を確保し、将来にわたって活力あるまちを維持するため、本村の実情を踏まえ「白馬村総合戦略」を策定しましたので、その概要をお知らせします。

1. 白馬村の人口の現状分析と将来推計(白馬村人口ビジョン)

本村においては、1960年から1970年にかけて人口の減少が見られましたが、1970年以降の人口は増加しています。その後、2005年の9,500人をピークに人口の減少が始まり、2050年には1970年の水準まで落ち込むことが予想され、2060年には、現在より4割程度人口が減少し5,295人と推計されます。



2. 白馬村が目指すべき将来の方向(白馬村人口ビジョン)

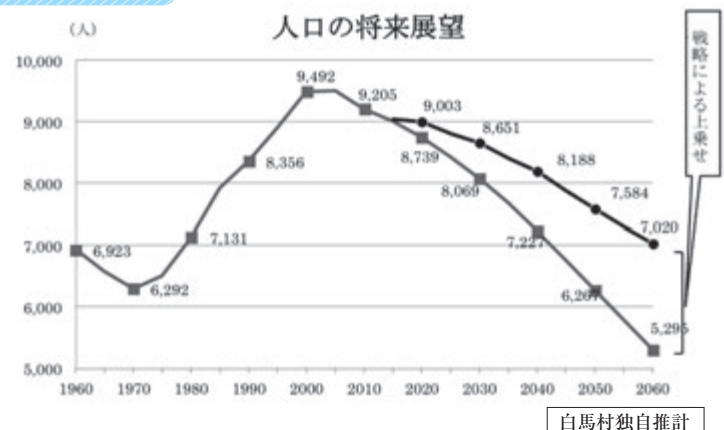
「人口増加を目指す」

将来の人口減少を避けて通ることは出来ず、今、行動を起こさなければ本村はやがて活力を失うこととなります。危機感を村民全体で共有し行動することによって、将来にわたって「白馬村というコミュニティ」を存続させていくために、あらゆる施策を展開して人口の増加を目指す方向で人口減少に歯止めをかけます。

3. 人口の将来展望(白馬村人口ビジョン)

「生産年齢人口層を厚くする」

社会に活力をもたらすためには生産年齢人口層の厚みが必要と考えています。移住希望者に対する白馬村が持つ魅力はかなり高いものがあり、特に若者をターゲットに移住・定住につながる施策を積極的に展開し、将来的に生産年齢人口層を厚くすることを目指します。



4. 総合戦略の位置づけ

白馬村総合戦略は、今後目指すべき将来の方向や、人口の将来展望(白馬村人口ビジョン)を踏まえ、「まち・ひと・しごと創生」に関する分野における目標や基本的方向、具体的施策などを定めています。

5. 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

6. 計画期間の目標人口

9,000人((参考)平成27年国勢調査結果速報における白馬村人口:8,937人)

7. 総合戦略の基本目標と施策の展開

白馬村総合戦略は4つの基本目標を定め、目標ごとに合計23の基本施策を展開し、地域の活性化と、目標人口の達成を目指します。

基本目標	基本施策
基本目標1 地域の資源と人を活かした「しごと」を創出する 〈基本的方向〉 地域経済の活性化を図り、豊かな生活を実感できる活力ある村づくりのため、地域資源の特徴を活かし、年間を通じた安定的な雇用の場と雇用機会を創出します。	基本施策1 白馬産農産物のブランド化
	基本施策2 新たな創業支援と空き店舗の活用支援
	基本施策3 クリーンエネルギー・自然エネルギーの利活用
	基本施策4 グリーンシーズンの観光振興
	基本施策5 道の駅の建設と地域経済循環システムの構築
	基本施策6 観光業の体力強化に向けた計画の推進
	基本施策7 看護師と介護職員等の安定雇用
基本目標2 白馬村への新しい「ひと」の流れをつくる 〈基本的方向〉 安定的な雇用の確保や子育て世代への支援など、社会増となる移住者の視点に立った各種施策の展開により、村外からの移住や定住を促進し新しい人の流れをつくります。	基本施策1 魅力ある白馬への移住・定住支援
	基本施策2 地域高校である白馬高校の魅力化
	基本施策3 外国人の児童・生徒に対応した教育環境の整備
	基本施策4 都市部からの児童・生徒の受け入れ
基本目標3 若い世代の結婚・出産・子育ての「きぼう」をかなえる 〈基本的方向〉 結婚・妊娠・出産・育児をしやすい社会環境整備を推進し、若い世代が出産や子育てに希望を実感できる地域社会の実現を目指します。	基本施策1 安心・安全な妊娠・出産への支援
	基本施策2 子育てへの安心サポート
	基本施策3 結婚サポート事業
	基本施策4 ICTを活用した教育の推進
基本目標4 将来にわたって住み続けたい魅力ある「まち」をつくる 〈基本的方向〉 誰もが住みたい、住み続けたいと感じる、暮らしやすく住みやすい、選ばれるまちを目指した環境整備に取り組みます。	基本施策1 地域包括ケアシステムの構築
	基本施策2 健康づくり支援
	基本施策3 小集落への集落支援員の配置
	基本施策4 安心な生活を守る買い物支援
	基本施策5 汎用防災アプリケーションのシステム構築による防災対策
	基本施策6 図書館建設による情報発信と広域連携
	基本施策7 ごみ処理の広域化とごみの減量化
	基本施策8 新たな広域連携による地域力の向上と経済・生活圏の形成

※基本目標及び基本施策で設定した重要業績評価指数(KPI)や、施策の具体的な内容については「白馬村総合戦略」をご覧ください。
 白馬村総合戦略は白馬村行政ホームページでダウンロードしていただくか、白馬村役場総務課企画係までお問い合わせ下さい。

行政ホームページアドレス:

http://www.vill.hakuba.lg.jp/somu/plan/fifth_plan/comprehensive_strategy.html

お問合せ 白馬村役場総務課 電話：72-7002



白馬村障害者計画・障害福祉計画を策定します

計画策定の趣旨

近年、高齢化に伴う障がいの重度化、障がい者の増加、障がいのある本人及び家族等の支援者の高齢化による福祉ニーズの多様化に加え、障がいに関する法律や概念も変化しており、社会全体での総合的な支援が求められています。

難病患者や発達障がいのある方を含む、すべての障がいのある人が自立した日常生活や社会参加をはじめ、地域で安心していきいきと生活を送れる社会の実現をめざし、「白馬村障害者計画・障害福祉計画」を策定します。

【基本目標1】

地域における自立生活の支援

- ・相談支援を含む障がい者に係る福祉サービスを充実します。
- ・障害年金等の社会保障制度を活用し、安定的な生活の支援を行います。
- ・健診や相談による早期発見、訓練等の支援を通じ、健康の増進に努めます。

【基本目標2】

社会参加の促進と就労支援

- ・障がい者の社会活動、文化活動等の参加を支援します。
- ・成長段階に応じた療育に関し、関係機関と協力し切れ目のない支援を行います。
- ・相談・訓練を通じ、障がい者の雇用と就労を支援します。

【基本目標3】

人にやさしいまちづくり

- ・施設や情報のバリアフリー化により、すべての人が生活しやすい環境を目指します。
- ・啓発活動、イベントを通じ障がいについての正しい知識の普及に努めます。
- ・行政サービスにおける障がい者への配慮を徹底します。

「白馬村障害者計画・障害福祉計画(案)」に対する村民意見の募集 (パブリックコメント)を実施します

今回、白馬村が策定する「白馬村障害者計画・障害福祉計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」としての障がい者に関わる施策の基本的な方向性を定める計画であるとともに、障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」としての障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業について計画を策定します。

村では、多くの方々のご意見を反映させるため、この案を広く村民の皆様にお知らせすると共に、皆様の意見を集約するためパブリックコメントを実施するものです。

募集の概要

1 案件名 白馬村障害者計画・障害福祉計画(案)について

2 資料の閲覧方法

- (1)白馬村行政ホームページ <http://www.vill.hakuba.lg.jp/>
(2)文書閲覧
・閲覧窓口 白馬村役場 健康福祉課
・閲覧時間 土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

3 意見募集の方法

- (1)意見募集期限
・平成28年2月29日(月) 必着
- (2)意見を提出出来る人
・白馬村に居住している方、又は勤務している方
・白馬村に事務所、事業所を有する個人、法人又は団体
- (3)意見の提出様式
・意見の提出様式は自由です。
・題名に〔パブリックコメント「白馬村障害者計画・障害福祉計画(案)」について〕とご記入ください。
・ご記入いただく個人情報(氏名、住所等)については、今回募集するご意見を確認する目的以外には利用いたしません。
- (4)意見の提出方法
応募者の、①住所 ②氏名 ③性別 ④年齢 ⑤電話番号等問合せ先 ⑥意見本文をご記入の上、次のいずれかの方法により送付してください。
(ア)郵送 〒399-9393 白馬村北城7025番地 白馬村役場 健康福祉課福祉係
(イ)持参 白馬村役場健康福祉課窓口へ
(ウ)FAX 白馬村役場 72-7001
(エ)電子メール hukushi@vill.hakuba.lg.jp
- (5)意見の概要等の公表予定時期
・公表予定時期:平成28年3月下旬頃
・いただいたご意見は、類似の意見等とこれに対する結果及び理由を取りまとめた上、白馬村行政公式ホームページでお知らせする予定です。
・いただいたご意見に対しての個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

※「白馬村障害者計画・障害福祉計画」への意見を含む、白馬村障がい福祉に関するご意見等ございましたら、健康福祉課までお寄せください。

お問合せ 白馬村役場健康福祉課福祉係 電話：85-0713



白馬村第5次総合計画の基本構想に関する 意見公募(パブリックコメント)について

白馬村では、今後10年間の行政運営の指針となる新たな総合計画、「白馬村第5次総合計画」の策定を進めています。この総合計画の基本方針となる「基本構想」について、策定の参考とさせていただくため、次のとおり村民の皆さまからのご意見を募集します。

1. 募集期間

平成28年2月22日(月)～3月13日(日)

2. 意見提出方法

◆白馬村第5次総合計画・基本構想(案)及び意見募集用紙については、白馬村行政ホームページに掲載するほか、白馬村役場総務課の窓口にも備えてあります。

ホームページアドレス:

http://www.vill.hakuba.lg.jp/somu/plan/public_comment/public_comment.html

◆基本構想(案)をご覧ください、指定の意見募集用紙に必要事項と本件へのご意見をご記入の上、総務課へ提出(郵送、ファックス、電子メール、直接持参)してください。

※電話や口頭でのご意見は受付できません

3. 募集対象者

- ・村内に住所を有する者
- ・村内の事務所(事業所)に勤務する者
- ・村内に事務所(事業所)を有する個人、
- ・村内の学校に在学する者
- 法人又は団体

皆様からのご意見をお待ちしています。

お問合せ 白馬村役場総務課 電話：72-7002

外国人住民の方・外国人住民を雇用されている方等へ

出国、他市町村への異動は役場で手続きを

白馬村から出国または他市町村への異動をする時には、必ず住民課の窓口で住所の異動の手続きをしてください。他市町村への住所の異動は、白馬村で異動の手続きをした時に発行される「転出証明書」がないと、新しく住むところの役所で住民登録ができませんのでご注意ください。(白馬村での住所異動手続きの時に、新しく住むところの住所を確認させていただきます。)

再入国の許可を得て出国する時も、国民健康保険に加入をしている方は、出国の間にも保険料が生じますので、役場で住民異動の手続きをしてください。

持ち物:在留カード・パスポート・保険証(国民健康保険に加入している者)・マイナンバー通知カード

お問合せ 白馬村役場住民課 電話：85-0715

For Foreign Residents • For those who are hiring foreign residents

Proper formalities before moving out of Hakuba at village office

When moving out of Hakuba to another municipality or when moving abroad, filing of a move-out notification at Resident Division of Hakuba village office in advance is necessary. Please make sure you or your foreign employees have completed all registration required before leaving Hakuba.

(Moving to another municipality:)

A move-out certificate will be issued immediately after one has reported his/her moving at the village office. Please be aware that a new address cannot be registered at other municipalities without the certificate. (Note: New address is needed when you submit the move-out notification)

(Moving abroad:)

Submission of move-out notification is necessary even if you have a plan to come back with a re-entry permit. Especially for those who have joined the National Health Insurance System, you will be charged for the insurance premium for the period that you are out of Japan if your move-out registration is not completed.

※Please bring along with : Residence card • Passport • Individual number (notification) card • National health insurance card (if you have joined)

For inquiries, please contact Resident Division at 0261-85-0715





協定を締結して握手を交わす北村桂一校長と
ブライアン・クリスチャン校長



白馬高校は、1月27日(水)にブリティッシュ・スクール・イン・東京(BST)と連携協定を締結しました。

BSTはイギリスを中心に69か国の児童生徒が通うインターナショナルスクールで、7年程前から毎年夏と冬のキャンプを白馬村で実施しています。

今年の夏は青木湖でラフトビルディングに挑戦したり、

今回はスキーやバレーボール・フットサル等で生徒同士が交流しました。

今後、生徒が互いに相手校を訪ねて授業を体験したり、スポーツを通じて交流したりして、両校の生徒が国際的(グローバル)かつ地域的(ローカル)な視野を育めるよう協力して事業を推進します。

お問合せ 白馬村役場 総務課 電話：72-7002

白馬高校通信

平成28年2月
白馬高等学校

白馬デジタルアーカイブ講座

白馬デジタルアーカイブスの皆さんを講師にお招きし、白馬の歴史的資料をデジタル化し保存、そしてインターネット上で誰もが閲覧できるように公開する、という作業とその意義について学ばせていただきました。講座は12月の三者懇談会中の2日間にわたり計4時間で行われました。

生徒達は、身近でありながら実はよく知らなかった地元の歴史について、貴重な歴史的資料を使いながら興味深く調査を進め、今年導入されたタブレットとパワーポイントを巧みに使いこなし資料をまとめていました。最後に自分の調査結果と、それを元に今後の白馬の観光促進にどう役立てることができるかという自分の意見をプレゼンテーションしました。地域・社会貢献という観点で、大変意義のある講座でした。



スキー・スノーボード教室 ~白馬岩岳スノーフィールドにて



今シーズンはウィンタースポーツの最盛期を迎えても、どのスキー場も雪不足が深刻でした。本校恒例のスキー・スノーボード教室も開催が危ぶまれていましたが、直前の降雪で1月19日から21日の3日間の日程で白馬岩岳スキーフィールドを会場に実施することができました。

1日目は湿雪が降り続き、2日目も強風の影響でゴンドラがストップするという状況でしたが、3日目は天候も回復し、冬の厳しさを感じつつも、ウィンタースポーツの楽しさを実感することができました。地元の高校ということで様々な配慮や支援をいただき、無事に終わることができました。



姉妹都市交流 ～小学校スキー交流会～

【河津町との交流】

1月13日から15日にかけて、姉妹都市の河津町から河津東小学校の5年生が白馬村を訪れ、白馬南小学校5年生とスキー交流を行いました。

14日には、白馬五竜スキー場でスキーを楽しみ、スキーがはじめてという河津東小の児童も白馬南小の児童にスキーの履き方から教えてもらい、楽しそうに交流

を深めていました。

連日の雪不足でスキーができるか心配でしたが、当日は雪が積もり子どもたちはスキーや雪遊びをして楽しんでいました。

5月には6年生になった白馬南小の児童が再会のため河津町を訪問します。



【太地町との交流】

1月27日から29日にかけて、太地小学校の4年生が白馬村を訪れました。28日には白馬北小学校の4年生と白馬岩岳スノーフィールドにて、クロスカントリースキーやそり滑り、雪だるまづくりなどの雪遊びで交流を深めました。また、おやつでは白馬北小4年生の児童が手作りした「おやき」が振る舞われ、太地小の子ども達は口いっぱい頬ばっていました。「おやき」の具も北小の児童が心を込めて栽培したカボチャを使用したそうで

す。両校児童はこの日初めて会ったにもかかわらず、一日を通じて深い交流ができた様子でした。交流会のほかにも、早朝にはスキー場のご厚意により、営業時間前のゴンドラに乗って山頂へ散歩に出掛けたり、夕方にはジャンプ競技場の見学をするなど、丸一日白馬村を満喫していただきました。今年の夏には5年生になった北小児童が太地町を訪問します。夏の太平洋を臨んだくじらの町での再会が楽しみです。



平成28年4月から軽自動車税の税額が変わります。

原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車 等

平成 28 年度課税から、原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の軽自動車等については、登録年月や燃費の環境負荷に関わらず、下記のとおり新税額となります。

車種区分		平成 28 年度から	平成 27 年度まで
原動機付自転車	総排気量 50cc 以下	2,000 円	1,000 円
	総排気量 50cc 以上 90cc 以下	2,000 円	1,200 円
	総排気量 90cc 以上 125cc 以下	2,400 円	1,600 円
	ミニカー※	3,700 円	2,500 円
二輪の軽自動車	総排気量 125cc 以上 250cc 以下	3,600 円	2,400 円
	専ら雪上を走行するもの	3,600 円	2,400 円
二輪の小型自動車	250cc を超えるもの	6,000 円	4,000 円
小型特殊自動車	農耕作業車	2,400 円	1,600 円
	その他	5,900 円	4,700 円

※ミニカーとは、三輪以上で総排気量が50cc以下のもののうち、車室を有するもの、又は、輪距が50cmを超えるものをいいます。

三輪、四輪以上の軽自動車 【重課税額、新標準税額について】

三輪、四輪以上の軽自動車は、初度検査年月により異なる税額となります。

車種区分		(1) 重課税額	(2) 旧標準税額	(3) 新標準税額	
三輪の軽自動車		4,600 円	3,100 円	3,900 円	
四輪以上の 軽自動車	乗用	自家用	12,900 円	7,200 円	10,800 円
		営業用	8,200 円	5,500 円	6,900 円
	貨物	自家用	6,000 円	4,000 円	5,000 円
		営業用	4,500 円	3,000 円	3,800 円

(1) 重課税額

排出ガスや燃費の性能に優れた、環境負荷の小さい自動車の普及を進める観点から、初度検査から 13 年を経過した軽自動車は、平成 28 年度分から重課税額（新標準税額の概ね 1. 2 倍）となります。

（電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車及び被けん引車は対象外です。）

(2) 旧標準税額

平成 27 年 3 月 31 日以前に初度検査を受けた軽自動車は旧標準税額です。

(3) 新標準税額

平成 27 年 4 月 1 日以後に初度検査を受ける軽自動車は新標準税額です。



■初度検査とは

初度検査とは、新車が新規登録された際に受ける検査のことです。

番号 ○○○○○

自動車検査証

平成○○年○○月○○日

軽自動車検査協会

車両番号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種類	用途	自動車・乗員の別	車体の形状		
	平成 年 月 日	平成 年 月						
車台番号	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		長さ	幅	高さ
	人			Kg		cm	cm	cm
車名	型式	原動機の型式	燃料の種類		後軸重	型式指定番号	類別区分番号	
					Kg			

※最初の新規検査年月

三輪、四輪以上の軽自動車【グリーン化特例（軽課税額）について】

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに初度検査を受けた三輪及び四輪以上の軽自動車で、次の基準を満たすものについては平成 28 年度分の軽自動車税に限りグリーン化特例（軽課税額）を適用します。

車種区分			税 額		
			(1)	(2)	(3)
三輪の軽自動車			1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪以上の 軽自動車	乗用	自家用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		営業用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
	貨物	自家用	1,000 円	1,900 円	2,900 円
		営業用	1,300 円	2,500 円	3,800 円

(1) 電気自動車・天然ガス軽自動車（平成 21 年排出ガス 10%低減）

(2) 乗 用：平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★）かつ平成 32 年度燃費基準+ 20%達成車

貨物用：平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★）かつ平成 27 年度燃費基準+ 35%達成車

(3) 乗 用：平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★）かつ平成 32 年度燃費基準達成車

貨物用：平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成（★★★★）かつ平成 27 年度燃費基準+ 15%達成車

※(2)、(3)については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

※各燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

お問合せ 白馬村役場税務課 電話：85-0712

工事等による交通規制の状況をお知らせします。

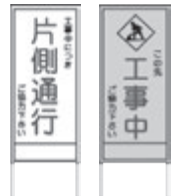
ご迷惑をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

交通規制一覧表

※この他にも小規模・短期間のもので発生することがあります

路線	区域	規制内容	規制終了予定日	規制時間	迂回路
村道 大出区内随所	大出	車両通行止	平成28年3月31日	終日	有
村道 1029号線	日陰大左右	全面通行止	平成28年3月30日	終日	無
村道 3143号線	塩島・通	車両通行止	平成28年3月31日	終日	有
村道 堀之内区内随所	堀之内	片側交互通行又は全面通行止め	平成28年3月31日	終日	無
国道・県道 148号・406号 白馬美麻線・白馬岳線・千国北城線	村内全域	片側交互通行	平成28年3月31日	終日	
県道 白馬岳線	猿倉～二股	車両通行止	平成28年4月27日	終日	

お問合せ 白馬村役場建設課 電話：85-0724



シリーズ「ごみ減量化に向けて」

～燃えるごみは平成29年度までに8%減量しなくてはなりません～

プラスチック製容器包装を分別して燃えるごみの量を減らしましょう。

◇プラスチック製容器包装とは…

商品を入れていたもの(容器)や商品を含んでいたもの(包装)で、プラスチック製のものが対象です。



◇プラスチック製容器包装の例

- 【包装類】 レジ袋・衣料品、食品などの袋、カップ麺などの薄い外フィルム
- 【カップ類】 インスタント食品・コンビニ弁当などの容器、卵のパック、日用品などのケース
- 【トレイ類】 食品のトレイ（白いトレイは「白色トレイ」として分別）
- 【ボトル類】 飲料などの容器、洗剤・シャンプー・リンスの容器、薬の容器
- 【緩衝材類】 発泡スチロール、クッション材（プチプチ）
- 【ふた・ラベル類】 ペットボトルのキャップ・ラベル、びんやボトルのプラスチック製のフタ
- 【網・ネット類】 みかん・タマネギなどのネット、リンゴなどを包んだ発泡スチロール製のネット

◇出せないもの一次のものは混入しないようにお願いします。

【♻️マークのあるプラスチックボトル】

飲料、酒類、しょう油、みりん風調味料、ドレッシングなどのプラスチックボトル

→ 「ペットボトル」としてリサイクル物で出す。

【容器包装ではないもの】

商品に付いていたスプーン・ストロー、ビニールひも、おもちゃ、バケツ など

→ 「燃えるごみ」か「粗大ごみ」で出す。

【プラスチック製ではないもの】

紙製のカップ麺容器、紙製のヨーグルト容器、紙コップ、ガラスびんなど

→ それぞれ適正に分別して出す。

【♻️マークの無いもの】

→ 「燃えるごみ」で出す。

【汚れ等の落ちないもの】

→ 「燃えるごみ」で出す。



◇プラスチック製容器包装の出し方

- ①中身を完全に使い切る
- ②汚れを取る（軽く洗うかふき取る）
- ③透明な袋に入れて出す



- * 地区集積場
毎週木曜日(水曜日の午後6時から翌日8時)
- * 松川端粗大ごみ集積場
毎月第2・第4日曜日(午前9時～12時)
- * A・コープハピア駐車場南端
毎月第3水曜日(午後1時30分～2時30分)

平成28年度「第2期アスパラガスセミナー」受講者募集

北安曇農業改良普及センターと大北農協営農部では、アスパラガスを新植・改植し販売を目的とした方を対象に講座を開催します。毎回異なる内容で、平成28年4月から平成29年3月までの期間中合計9回開催し、基本的な知識と技術の習得を学びます。

アスパラガス栽培を始めようと思っている方や、定年帰農者、I・Uターンなどの新規就農者の方も受講できる内容となっておりますので是非、ご応募ください。

受講申し込み・お問合せは、下記までお願いします。

〈締切：平成28年3月18日(金)迄〉

お問合せ 北安曇農業改良普及センター 電話：0261-23-6544
大北農協営農部 電話：0261-22-1842



地域包括支援センターだより

白馬村地域包括支援センターに認知症地域支援推進員が配置されました

認知症地域支援推進員とは、認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整等を行う人のことです。

国は、認知症高齢者の増加が予測される中、認知症施策推進5か年計画を策定し、平成25年度から取り組みを実施していますが、その一つに認知症施策の企画調整担当者として認知症地域推進員を地域包括支援センターなどに配置して、体制の強化をはかるよう示しています。

白馬村地域包括支援センターでは、1月から^{ながさわとしこ}長澤仁子さんが着任しました。地域の皆さんに認知症について理解していただき、医療機関やサービス事業所等と連携をとりながら、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指して頑張りますのでよろしくお願いいたします。



地域包括支援センターは、認知症をはじめ、高齢者の皆様の介護、介護予防、権利擁護などあらゆる相談の窓口です。秘密は厳守いたします。

お問合せ 白馬村地域包括支援センター 電話：72-6667

福祉医療の手続きはお済みですか？

白馬村では、医療機関等に支払った自己負担額を助成し、医療費負担の軽減を図る福祉医療制度があります。

対象となるのは、白馬村に住民票のある次の方々です。

対象者

1. 身体障がい者等<所得制限あり>
2. 子ども（18歳到達後の3月31日まで）
3. 母子家庭の母子等<所得制限あり>
4. 父子家庭の父子<所得制限あり>

- 身体障害者手帳1～4級（4級は入院のみ対象）
- 療育手帳A1～B2
- 特別児童扶養手当1・2級
- 65歳以上の国民年金法施行令別表該当
- 精神障害者保健福祉手帳1・2・3級

対象者であり、まだ申請をされていない方は、住民課で手続きをしてください。対象となる方でも、申請がありませんと福祉医療の対象とはなりませんので、ご注意ください。

お問合せ 白馬村役場住民課住民係 電話：85-0715

ハンセン病にかかったことはありませんか？ ～補償金の申請手続期限（H28.3.31）が迫っています～

過去にハンセン病にかかったことのある方には、国から補償金（和解一時金）が支払われています。（既に亡くなった方も対象となります。）

療養所に入所したことがない方も対象となります。

補償金の対象者ではありませんか？

- *すでに国から補償金（和解一時金）を受け取った方は、対象となりません。
 - *対象者がお亡くなりになられている場合は、ご遺族（法定相続人）にお支払しています。
 - *期限が迫っています（手続期限：平成28年3月31日）。
- 訴訟の手続きが必要ですので、余裕をもって御相談ください。

相談窓口（いずれかに御相談ください）

- 公益法人 沖縄県ゆうな協会：098-832-9528
- 法律事務所：098-938-4381
- 厚生労働省（難病対策課）：03-5253-1111（内線2369）

「ハンセン病の補償金について」とお伝えください。担当者が対応致します。

- *家に保健所や病院の方が来ることはありません。
- *名前が公表されることもありません。
- *手紙や電話が突然来ることもありません。
- *家族・友人に知られることもありません。
- *御質問や請求申請をされる方のプライバシーは固く守られます。
- *どんなことでも結構です。まずは、お問い合わせください。

ハンセン病について正しく理解し、偏見や差別をなくしましょう！

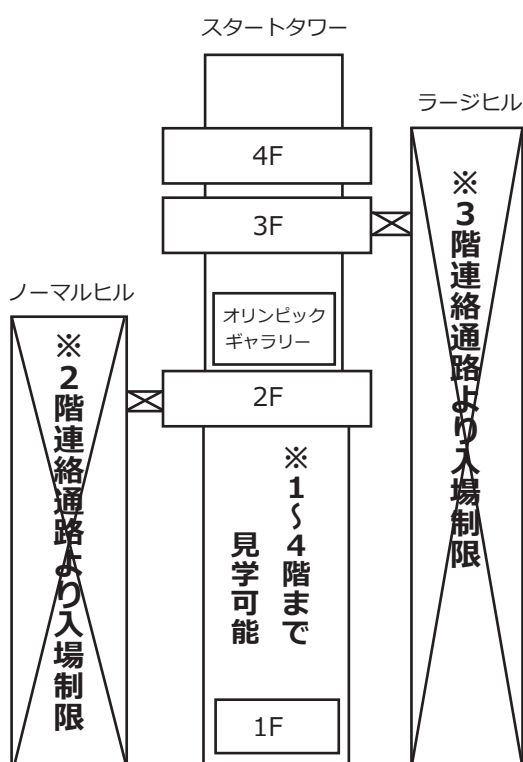
ハンセン病は、感染し発病することが、極めて稀な病気です。優れた治療薬により完治します。元患者の方々の身体の変形は後遺症にすぎません。早期に治療すれば、身体に障害が残ることはほとんどありません。



白馬ジャンプ競技場一部見学制限についてのお知らせ

白馬ジャンプ競技場改修工事のため、スタートタワー連絡通路よりスタート地点までのご見学を制限させていただきますこととなりました。ご利用いただく皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

1. 工 期 ラージヒル:平成28年**3月1日**～**7月31日**(予定)
ノーマルヒル:平成28年**4月1日**～**9月30日**(予定)
2. 工 事 内 容 インラン(助走路)部分の改修、スタートタワー4階天井改修 等
3. 見学制限区域 スタートタワー各連絡通路からスタート地点
4. そ の 他 リフト乗車料金に変更はありません。
リフト往復乗車、スタートタワー内でのエレベーター乗降、1階～4階の各フロア(白馬オリンピックギャラリーを含む)は見学が可能です。
ただし、期間中にクレーン等の重機作業時や4階内部の工事を行う際は部分的に立ち入りを制限することがあります。



※工期 ラージヒル
平成28年3月1日～7月31日
ノーマルヒル
平成28年4月1日～9月30日

お問合せ
白馬村教育委員会事務局 スポーツ課 電話：85-0738
白馬ジャンプ競技場 電話：72-7611

「平成28年度かんきょうサポーターの募集について」

北アルプス広域連合では、平成26年2月に「かんきょうサポーター」を委嘱し、住民の皆さんのご意見をお聞きしながら、新しい一般廃棄物処理施設の整備に取り組んでいます。

白馬村の住民の方にも、新たに「かんきょうサポーター」になっていただける方を募集しますので、ぜひご応募ください。

- 募集対象 大町市・白馬村・小谷村に住所がある方又は勤めている方
- 応募期間 平成28年**3月31日**まで
- 応募方法 はがき、封書、電子メールに、「応募の理由(400字程度)」「住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、職業、電話番号」を記載し、応募してください。
- 活動内容 施設の周辺整備や活用方法への提案など
- 活動期間 平成28年5月頃から概ね1年間(意見交換などを5回程度開催予定)

応募・お問合せ 北アルプス広域連合総務課施設整備推進係 (電話：22-6764)
〒398-0002 大町市大町 1058-33 大北福祉会館内 電子メール gomisyori@kita-alps.omachi.nagano.jp



歯周疾患節目検診を受けましょう

歯周疾患の早期発見及び口腔保健意識の高まりと、住民の健康水準の向上を図ることを目的として、節目の年齢である40、50、60、70歳の方に、歯科医療機関による問診、口腔内一般検診、歯周組織検査、口腔衛生指導等の歯周疾患検診・保健指導を行います。

今年度の対象者は、平成27年4月1日現在、白馬村に住所を有し、平成27年度に満40歳・満50歳・満60歳・満70歳に達する方です。受診料金の自己負担額は1,000円で、3,000円を村が助成します。

対象者には、すでに平成27年4～7月に分散して受診券を送付しておりますので、大北管内歯科医療機関にて受診してください。

有効期限は平成28年2月29日までとなりますので、お早めに受診をお願いします。なお、受診の際は**必ず電話予約**をお願いします。

今年度の対象者で受診券が手元にない場合は、再発行いたしますのでご連絡ください。

【平成27年度 歯周疾患節目検診対象者】

年齢	生年月日
40歳	昭和50(1975)年4月2日～昭和51(1976)年4月1日
50歳	昭和40(1965)年4月2日～昭和41(1966)年4月1日
60歳	昭和30(1955)年4月2日～昭和31(1956)年4月1日
70歳	昭和20(1945)年4月2日～昭和21(1946)年4月1日

【実施医療機関】

下記、村内歯科医院の他、大北管内歯科医院でもご利用可能です。

村内歯科医院	電話番号	FAX番号
おだ歯科	72-6482	72-6482
柏原歯科医院	71-1182	71-1182
武田歯科医院	72-8060	72-8063
橋歯科医院	72-5025	72-5025

お問合せ 白馬村役場健康福祉課 保健係 電話:85-0713

信州ベンチャーサミット2016開催のお知らせ

◆内容

ベンチャー企業や起業家が、企業経営者や投資家などに事業や構想を発表し、県内のベンチャー企業の成長・発展を促すイベント「信州ベンチャーサミット2016」を開催します。起業や事業の発展などに関心のある方の参加をお待ちしています。

◆日時

3月13日(日)12:30～17:30

◆場所

TOiGO 長野市生涯学習センター
(長野市大字鶴賀問御所町1271-3 TOiGO WEST4F)

◆申込み

下記URLから事前登録を行った上で、当日会場へお越しください。
URL <http://www.deloitte.com/jp/semi2757>



お問合せ 長野県産業労働部 産業立地・経営支援課
電話:026-235-7195

自動車の登録・検査手続きはお早めに

毎年、3月下旬は自動車の検査・登録申請が多く、窓口が混み合います。車検の手続きは、1ヶ月前から受検できますので、なるべく2月中に、廃車・名義変更等の手続きは、3月中旬までに申請してください。

また、自動車税は4月1日現在の自動車の登録名義人に課税します。

下取りや譲渡などでお手元のない自動車でも、3月31日までに手続きが完了していないと、平成28年度の自動車税があなたに課税されます。

忘れずに必要な登録手続きをしてください。



お問合せ 松本自動車検査登録事務所
電話:050-5540-2043

消防団無線デジタル化へ

従来の消防団無線は、アナログ通信方式により150MHz帯の周波数を使用して運用してきましたが、電波法関係審査基準が平成15年10月に改訂され、消防救急無線がデジタル通信方式に規定されるとともに、消防用無線局における150MHz帯の周波数の使用は、平成28年5月31日までとされました。

この法規改正によってアナログ通信方式の消防用無線局が使用できなくなることから、今年度白馬村ではデジタル通信方式による消防団無線の整備を進めてまいりました。

このほど、物品の納品及び設置工事が完了したことから、無線の運用について消防団員向けに講習会を実

施し、デジタル化へ完全移行を行いました。

デジタル化により山間部などの通信困難地域が解消され、また消防署との連携も無線を用いて図ることが可能となりました。事業費については13,500千円となり、卓上固定局を役場内に設置し、携帯型無線装置を19台配備しました。



○特別整理休館（蔵書点検）のお知らせ（色がついてる日が休館日になります。）

月	火	水	木	金	土	日
2月15日	2月16日	2月17日	2月18日	2月19日	2月20日	2月21日
2月22日	2月23日	2月24日	2月25日	2月26日	2月27日	2月28日
2月29日	3月 1日	3月 2日	3月 3日	3月 4日	3月 5日	3月 6日

2月19日(金)から3月2日(水)まで、すべての図書の所在を明らかにするため、図書の総点検を行います。休館中、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

2月の貸し出しは2月18日(木)まで。

貸し出しの再開は3月3日(木)からです。

なお、休館中に図書を返却くださる場合は、図書館東側の壁に設置の「図書返却口」へお入れください。ただし、視聴覚資料(DVD・CD)は、「図書返却口」には入れないでください。3月3日以降に、館内返却カウンターへお返しくださいますよう、お願いします。

うっかり返し忘れていた図書はありませんか？長期間、返却いただけていない図書があります。この機会に、ご確認ください。

うっかり返し忘れている

図書はありませんか？

Q. 「図書館の本(DVD)だ」という目印ってなに？

A. 「①②③のどれか1つでも該当すれば図書館の本です。DVDは、図書館名の書かれた専用ケースに、はっています」



DVD・CDの専用ケース



②本の表紙(裏表紙か、おもて表紙)を開くと、「貸出期限票(返却期日票)」とブックポケット(本のタイトルを書いているカードを入れるポケット)がついている。

③本の表紙の部分に白馬村図書館の名前付きのバーコードシールが貼ってある。または、本の中に所蔵館印が押してある。



①背表紙に分類ラベルシールが貼ってある。



図書の返却口(返却ポスト)

どこにあるの？

図書館の建物東側。図書館の入り口の扉に向かって左側がスロープ(傾斜した部分)になっています。

そこを降りていただくと「図書返却口」は建物の壁に設置されています。返却口(返却ポスト)の開閉部分を片手で押し上げた状態で、本をお入れください。DVD・CDはポストに返却しないでください。



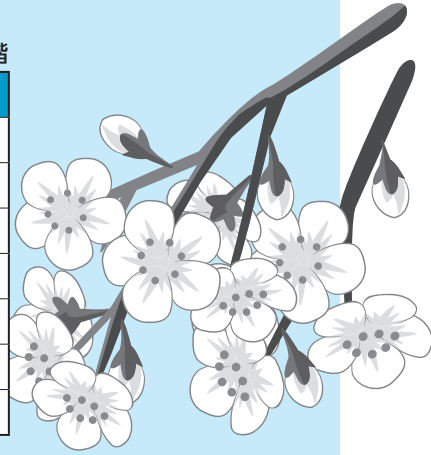
2月～3月保健ガイド

■各種健診

場所:ふれあいセンター1階

月 日	事業名	受付時間	対象になるお子さん
2月16日(火)	7ヵ月もぐもぐの日	9:45～10:00	H27年6月・7月生
2月25日(木)	2ヵ月育児相談	9:30～ 9:45	H27年12月生
2月26日(金)	1歳半健診	13:00～13:15	H26年7月・8月生
3月15日(火) [*]	乳児健診	9:15～ 9:30	H27年10月生・H27年4月生
3月22日(火)	2ヵ月育児相談	9:30～ 9:45	H28年1月生
3月25日(金)	3歳児健診	13:00～13:15	H25年1月21日～3月生
3月28日(月)	2歳相談	9:15～ 9:30	H25年12月～H26年1月生

^{*}3月15日(火)実施の乳児健診の対象者が変更になりました。
誤:H27年10月生・H27年4月・5月生⇒ 正:H27年10月生・H27年4月生のみ (5月生はH28年4月に実施します)



■予防接種

場所:ふれあいセンター1階

月 日	事業名	受付時間	対象になるお子さん
2月19日(金)	各種予防接種	13:00～13:30	個別にご案内しています。
3月 9日(水)	各種予防接種	13:00～13:30	個別にご案内しています。
3月23日(水)	各種予防接種	13:00～13:30	個別にご案内しています。

■心配ごと相談

開設日	時間	場所	相談員	お問合せ先
3月16日(水)	13:00～15:00	ふれあいセンター2階福祉相談室	司法書士 人権擁護委員 民生児童委員	白馬村社会福祉協議会 72-7230

※予約は必要ありませんので、お気軽にお越しください。

■子育て支援ルーム

なかよし広場 時間:9:30～12:00

1歳児の広場	毎週火曜日
0歳児の広場	毎週水曜日
2・3歳児の広場	毎週木曜日

自由利用

毎週月曜日	9:30～12:00
	13:30～16:00
毎週火・水・木曜日	13:30～16:00

行事日程

月 日	行事名	対象	開始時間
3月 3日(木)	やしょうま	2・3歳児	11:20～
3月 7日(月)	おはなし会		11:00～
3月10日(木)	おいしいもの食べよの日	2・3歳児	11:20～
3月14日(月)	月曜育児相談		10:30～
3月15日(火)	おいしいもの食べよの日	1歳児	11:20～
3月17日(木)	お別れ会	2・3歳児	10:45～

※3月22日(火)より年度末の片付け及び新年度の準備のため、なかよし広場・自由利用はお休みになります。(一時保育は通常通り行います。) 尚、新年度の始まりは4月11日(月)の予定です。

■休・祝日緊急当番医表

月日	曜日	白馬村・小谷村当番医	大町市内	大北一円	歯 科		白馬村内薬局当番店
			内科・小児科	外科			
2月21日	日	公濟堂(北沢) 医院	遠藤内科医院	あづみ病院	橋歯科医院	白馬村	—
2月28日	日	栗田医院	菊地クリニック	狩谷整形外科	丸山歯科クリニック	松川村	太田薬局
3月 6日	日	神城醫院	小野医院	栗林医院	宮下歯科医院	大町市	フジノヤ薬局
3月13日	日	小谷村診療所	平林医院	西森整形外科	岡江歯科医院	松川村	—
3月20日	日	しんたにクリニック	横澤内科医院	石曾根医院	砂田歯科医院	大町市	フジノヤ薬局
3月21日	月	白馬診療所	野村クリニック	市立大町総合病院	竹内歯科医院	池田町	フジノヤ薬局
3月27日	日	横沢医院	大町協立診療所	あづみ病院	武田歯科医院	白馬村	—





姉妹都市コーナー

静岡県 河津町



白馬南小児童にスキーの滑り方を学ぶ東小児童(左)

姉妹都市の白馬で交流を深める

河津東小5年生15人と白馬南小5年生21人による児童交流が1月13日から15日にかけて、姉妹都市の長野県白馬村で行われました。14日には、白馬五竜スキー場で歓迎式が行われ、互いに自己紹介をした後、東小児童と白馬南小児童がスキーツアーをして交流を深めました。普段雪と触れ合う機会が少ない東小の児童たちは、スキーや雪合戦、そり滑りなどをして大喜びでした。

和歌山県 太地町



平成27年度太地町防災避難訓練を行いました

1月25日(月)、大東・小東・新屋敷地区を対象とした津波避難訓練を行いました。この訓練は、大地震が発生した時、町当局と町民が連携をとり、迅速に避難するための体制強化を目的に実施しました。

津波避難訓練終了後は、太地小学校グラウンドで総合防災訓練を開催し、煙体験ハウスを用いた火災時の煙体験、アンケート聞き取り調査、応急手当講習、日赤奉仕団による非常食の炊き出し及び試食、各種防災グッズの展示を行いました。

有料広告欄

白馬村行政 facebookはじめました

<https://www.facebook.com/hakuba.lg.jp>

村政情報はホームページでもご覧いただくことができます。
<http://www.vill.hakuba.lg.jp/>

広告募集中

広報はくばおよび白馬村行政公式ホームページに掲載する広告(有料)を募集しています

*お問い合わせ 白馬村役場総務課

ケーブルテレビ白馬に関するお問い合わせは…

ケーブルテレビ白馬指定管理者：
株式会社エーアイシーコミュニケーションズ
受付時間：平日午前8時30分～午後5時30分
・加入/故障等のお問い合わせは
TEL 0261-85-0074
・取材等のお申し込みは
TEL 0261-85-0116
※地デジに関するお問い合わせは…
デジサポナビダイヤル 0570-07-0101
までお問い合わせください。

認知症の相談窓口は

地域包括支援センターです
お気軽に72-6667にお電話ください

白馬村の認知症サポーター数 620人
(平成28年1月現在)



編集後記

ようやく白馬にも遅い冬がやってきました。1月に入っても、なかなか積雪となるような雪が降らず、野の花も「春が来た」と勘違いして咲いてしまうほど暖かくて穏やかな日々が続いていたため、とても深刻な雪不足となっていました。ここにきての降雪で、ほんの少しではありますが、胸をなでおろすことができました。

近年、報道でも「異常気象」についての問題が多く取り上げられています。災害が発生する頻度の増加は、私たちの生活に対して、確実に暗い影を落とし始めています。これらの現象は、地球が悲鳴を上げているのに気付くのが遅かった人類が自ら招いてしまった結果ではないか、もっと一人ひとりが地球環境への配慮を心がける必要があるのではないかと思います。さらに、今は気象だけではなく、人間が引き起こしてしまう大きな事故や事件も増えています。もしかすると、地球の変化に人間も戸惑いを隠せなくなっているのかもしれない。

2016年が平穏な年であることを切に願わずにはいられません。

(広報編集委員Y)

人口：9,398人 男：4,680人 女：4,718人 4,251世帯
(平成28年2月1日現在)

※上記の数字には、外国籍の住民・世帯数も含まれています。
住民基本台帳法の一部が改正されたことにより、外国籍の住民の皆さんも住民基本台帳に登録されることとなりました。(平成24年7月9日改正法施行)